

高砂市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 2 月
改正平成 27 年 2 月
改正令和 3 年 4 月

高砂市通学路安全対策連絡会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国において登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市では、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関が連携して、緊急の合同点検（以下「緊急合同点検」という。）を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連絡体制を構築し、「高砂市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策連絡会議の設置

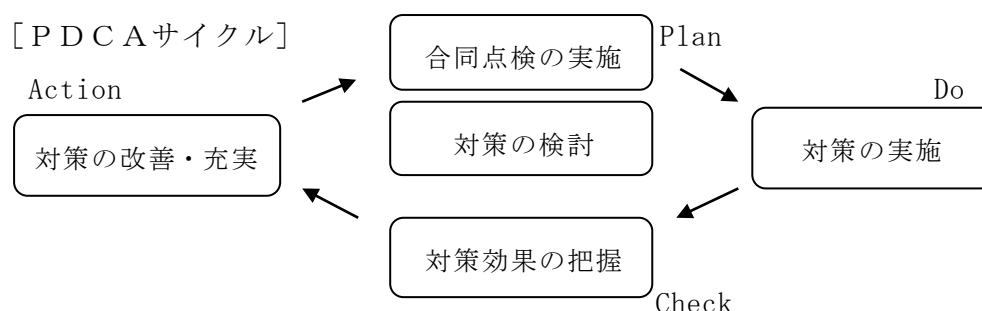
関係機関の連絡・連携を図るため、以下を構成員とする「高砂市通学路安全対策連絡会議」を設置しました。

- 高砂市教育委員会教育部の職員
- 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所の職員
- 高砂市都市創造部の職員
- 兵庫県高砂警察署の署員
- 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所の職員

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、「緊急合同点検」後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

市内の小学校をA・Bの2つのグループ（1グループを5校とする）に分け、それぞれ2年に1回合同点検を実施します。

（グループ区分）

Aグループ：高砂小学校、荒井小学校、伊保小学校、伊保南小学校
中筋小学校

Bグループ：曾根小学校、米田小学校、米田西小学校、阿弥陀小学校
北浜小学校

効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定して合同点検を実施します。

○合同点検の体制

小学校ごとに、学校・保護者・道路管理者・警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 任意の合同点検

定期的な合同点検以外でも、緊急に点検等を必要とする場合は、随時、合同点検を実施します。

(4) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関で十分な連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか把握に努めます。

また、対策実施後の効果を把握するための手法等については、別途、関係機関で協議します。

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果等を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するため、小学校ごとの「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。